

社会福祉法人大阪市住之江区社会福祉協議会

令和4年度 事業計画

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

I. 基本方針

世界情勢が悪化し緊迫する今、世界平和や多くの人命人権が脅かされ、失われています。

わたしたちの国では、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義が憲法の3つの基本原理であり、「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」幸福追求権が保障されています。

社会福祉や地域福祉に携わる我々は、連携して地域で孤立している様々な理由で自らの努力だけでは、幸せを追いきれない方々とつながり、その『権利』を守っていくことが使命であり、それが地域から社会全体、ひいては世界の基本的人権の尊重につながっていると信じています。

今、地域社会に目を向けますと、高齢化や少子化はますます進行しており、コロナ禍で生活基盤を失い、生活困窮に陥っている方々、非正規雇用のひとり親家庭、子育てや介護への不安、8050問題に代表される地域から孤立している方々、独居高齢者の増加に伴う孤独死の問題、あるいは地域生活に戸惑う外国にルーツを持つ方の増加など地域に暮らす人々が抱える課題は、ますます多様かつ複雑なものとなっています。

今、国では地域が抱えるこのような問題を解決するため、地域にかかわる多くの人たちが相互につながることで安全と安心を確保していく地域共生社会の実現に向けた取組みが進められています。

一方、大阪市内においても新型コロナウイルス感染症は、急激に感染拡大し、住民の多くが経済的、精神的にも多大な影響を受けています。対面型の地域福祉活動は、大きな制約を受け支援が必要な方々の孤立への懸念が増しています。

そんな中、令和3年度本会が、各包括支援センターと区役所と実施しました「シニア世代が望む活躍と集いの場調査」では、3,345人の方から回答を得て、数多くのボランティア活動希望者の存在が明らかになるなど、住之江区らしい、あたたかな地域社会が、アンケート結果からも垣間見えています。

令和4年度本会は、各係一丸となってそうした地域社会、福祉、行政関係者やボランティアの方々などと手を携え、『思いやりの心を育み、誰もが孤立することのなく、役割と生きがいを持ち、ともに生きる豊かな地域社会』を目指して、取り組んでまいります。

思いやりの心を育み、誰もが孤立することのなく、役割と生きがいを持ち、
ともに生きる豊かな地域社会をめざして

<重点項目>

1. シニア世代の望む活躍と集いの場に関するアンケート調査結果の分析と実践への活用

今年度、体制整備事業が拡充されることを契機に12月、4つの地域包括支援セターや大学等の研究機関、区役所と官・民・学が協働して、表題のアンケートをシニア世代（60歳～79歳）1万人（住民基本台帳から無作為抽出）に実施しましたところ、3,345人もの方々から回答を頂戴しました。特筆すべきは、住之江区ボランティア・市民活動センターへのボランティア登録希望者が257人もいたことです。今後、アンケート結果を区域・生活圏域（包括圏域）・小地域毎にまとめ、分析しています。

令和4年度は、関係者ととともに次のことをすすめます。

(1) シニア世代の望む活躍の場づくり（出番づくり）

区ボランティア・市民活動センターへのボランティア登録希望者257人の方々への“はじめまして”から、始めていきます。

(2) シニア世代の望む集いの場づくり（居場所づくり）

包括圏域や小地域毎のニーズをもとに専門職や地域の方々と話し合い、集いの場をつくります。

2. すみのエール（要援護者名簿）を活用した見守り活動の推進

今年度、1年かけて「要援護者名簿」の愛称を公募し、区民投票を経て愛称（すみのエール）が決定しました。公募には、地域はもとより小学校や商業施設店舗等にも協力いただいたことで、今まで事業を知らない住民層にも周知ができました。次年度は、各地域でのすみのエールを活用した見守り活動の推進支援に並行して“未返信”の方々へのスタッフによる訪問も進めてまいります。

3. 見守り活動見本市の開催

2018年の大阪北部地震・台風21号、そして2020年から現在進行形のコロナ禍を経験して各地域が課題意識を強く持ち、今後も重要度を増す“見守り活動”では、各地域が地域特性に合わせてきめ細やかな見守り活動を展開しています。良い取組みは、お互い情報を提供し合い取り入れ、地域の見守り体制をより強化していきます。住んで良かった住之江区。地域どうしで高め合い、区の暮らしやすさの更なるアップを目指します。

4. 小地域毎の福祉課題への対応

「ふだんのくらししあわせプラン」で掲載されている各地域の福祉課題をはじめ、各地域の地域福祉活動の現場では、様々な福祉課題が噴出しており、対応策が早急に求められています。住之江区社協は、各課協力連携して、地域とともに福祉課題の解決に向けて着実に歩を進めます。

5. 「担い手拡大」や「今まで地域活動に関心の薄かった層への意識調査」の取り組み

地域福祉活動は、住民組織によるボランティア活動が大黒柱です。その活動メニューを補うため、新しく開設した「住之江区ボランティア・市民活動センター」を中心に社会人・学生・有償等の新たなボランティア活動の入り口を地域とともに創っていきます。

(1) シニア世代の望む活躍と集いの場に関するアンケート調査からのボランティア希望者257人への“はじめまして”

ボランティア希望者を対象とした「ボランティアスクール」等を開校して、地域で活躍したい方々の発掘と活動へのコーディネートに着手します。

(2) 南港コスモ地区での Googleform でのアンケート

住之江区で一番新しいまちのコスモ地区で、地域活動や共助への関心について、Googleform を活用してアンケート実施します。

6. 多様な居場所づくりやネットワークづくり

(1) いわゆる「子ども食堂」のネットワークづくり

子どもたちやその家族の暮らしに目を向け、地域でのつながりを育む居場所を、子どもたちが通いやすい圏域で拓げます。

(2) シニア世代の「出番」と「居場所」づくりの協議の場を設けます

高齢者の介護予防・生きがいとしての居場所を、より身近な圏域で多様な形態で拓げていけるよう、協議する場を地域や福祉機関と協議しながら区と生活圏域レベルでつくります。

7. 生きづらさを抱える世帯いわゆる「ごみ屋敷」支援のネットワークづくり

高齢・障がい・児童等の領域をまたがり、精神疾患・認知症・ネグレクト・引きこもり等様々な要因から、いわゆる「ごみ屋敷」状態となり、生きづらさを抱え自らでは、どうしようもなくなっている世帯が区内でも数多く存在します。福祉の専門職、区役所、環境局、防火の観点から消防とも連携して支援のための協議の場をつくります。

8. 防災・減災、災害救援に関する取組み

(1) 災害ボランティアセンター開設訓練

区内での大規模災害に備え、災害ボランティアセンター開設時の行動や関係機関との連携、役割分担などを明確にし、災害時の対応が円滑に行うことができるよう、訓練や研修に積極的に取り組みます。

(2) 地域における災害時要援護者名簿の整備

名簿を活用した平時での見守り活動や災害時活用のための情報共有の場づくりに向けた支援を行います。

(3) 大規模災害時の社協業務継続計画（BCP）の継続的な見直し

「災害時に如何にして平常時の事業を継続するのか」の計画＝BCPの見直しを行います。

9. 「福祉教育の推進」のための福祉プログラム集の作成

社会福祉施設連絡会加盟施設や福祉関係者等とともに、子どもたちに思いやりの心の大切さについて考えてもらえるような、プログラム作りを進めます。

10. ICTの地域福祉活動での活用

各地域に導入したタブレット端末を活用し、引き続きコロナ禍でもオンライン会議・研修等をおこなうことによって、情報共有、事業実施及び啓発活動を推進します。

また、スマホ講座等を通して、シニア世代や地域活動者がICTを活用しながら、より充実したふだんのくらしや地域福祉活動をおこなえるようサポートしていきます。

Ⅱ. 部門別事業計画

管理運営部門

1. 社会福祉法人大阪市住之江区社会福祉協議会の管理・運営

社会福祉法に基づき、法人として求められる各規定整備や財務規律、ガバナンスの強化に取り組み、真に信頼される法人運営に努めます。

2. 経営基盤の充実

地域福祉活動を効果的に推進するためには、法人の経営基盤の充実が求められることから、今後とも本会の趣旨や取組みを広く地域に周知し、本会の活動の理解者、協力者である会員の増加を図ります。

- (1) 組織構成会員
- (2) 住民会員
- (3) 賛助会員

3. 善意銀行の管理・運営

善意銀行運営規程に基づき、広く地域住民の善意を結集し、寄贈者の意向に沿って適正な払い出しを行います。

善意銀行への預託（寄付）が地域福祉の増進に寄与することを、広報紙や会議などを通じ、広く区民に周知し、多くの方に関心をもっていただき、参画してもらえるよう推進していきます。

4. 日赤社資に関する事務

日赤大阪府支部住之江地区社資の受付及び府支部への送金など、社資の管理事務を行います。

地域福祉推進部門

1. 地区社会福祉協議会・地域ネットワーク委員会の育成・支援

地域では組織的な“見守り活動”による支援が必要な方との「つながり」づくりや地域福祉を進めるうえでも地域住民・事業者等の領域を越えた「つながり」による情報共有・連携が求められます。

すべての人が安心して暮らせる福祉のまちづくりをめざし、各地区社会福祉協議会の運営や活動を支援します。

また、地域住民の身近な相談窓口として位置づけられている地域ネットワーク委員会の活動を支援します。

- (1) 地区社会福祉協議会長会・地域ネットワーク委員長会の開催
- (2) 見守りあったかネットコーディネーター（ネットワーク推進員）連絡会

の開催

- (3) 地区社会福祉協議会・地域ネットワーク委員会の指導育成
- (4) 地区社会福祉協議会・地域ネットワーク委員会の活動への支援・助成
- (5) 地域における見守り体制の構築に向けた支援
- (6) 「あんしんカプセル」を活用した見守り活動の推進、支援
- (7) 各種事業担当者の情報交換の場づくり

～「子ども食堂」のネットワークづくり～

既に運営している各地域のいわゆる「子ども食堂」のネットワークづくりや子どもたちやその家族の暮らしに目を向け、地域でのつながりを育む居場所を、子どもたちが通いやすい圏域で拡げます。

2. 地域福祉課題に対応した地域福祉活動計画の策定と推進

「ふだんのくらししあわせプラン」で掲載されている各地域の福祉課題をはじめ、各地域の地域福祉活動の現場では、様々な福祉課題が噴出しており、対応策が早急に求められ、また取り組まれています。住之江区社協は、各係が連携協力して、地域とともに福祉課題の解決に向けて取り組みます。

3. 見守り活動見本市の開催

2018年の大阪北部地震・台風21号、そして2020年から現在進行形のコロナ禍を経験して各地域が課題意識を強く持ち、今後も重要度を増す“見守り活動”では、各地域が地域特性に合わせてきめ細やかな見守り活動を展開しています。良い取組みは、お互い情報を提供し合い取り入れる。住んで良かった住之江区。地域どうし高め合い、区の暮らしやすさの更なるアップを目指します。

4. 自立支援協議会への参画

地域の障がい関係事業所等との連携と情報共有を通じて、増加傾向にある複合的な課題に協働で取り組みます。

定例で開催されている「何でも相談会」や障がい者への理解を深める学習会・ケース検討会議等に参画します。

5. 社会福祉施設連絡会の運営

区内にある児童・障がい・高齢各分野の福祉施設が相互に連携を図り、地域に開かれた施設として地域福祉の向上に努めること、地域の様々な福祉ニーズに対応していくことを目的に、種別の異なる施設がそれぞれの専門知識・機能を活用できるよう研修や研究に取り組みます。

6. 福祉教育の推進・認知症への理解普及啓発

地域包括支援センターや障害者相談支援センター等、地域の福祉専門機関と連携し、福祉教育の内容やプログラム等を随時検討し、効果的な学習をす

すすめていきます。

また、小・中学校等の教育機関や公共機関、また企業など幅広い対象に向けて福祉教育プログラムを提案し、より多くの方に、高齢になっても、障がいがあっても、住みなれた地域で暮らし続けていくことの大切さやそのための支援について、考えていただく機会をつくります。

7. 「福祉教育の推進」のための福祉プログラム集の作成

社会福祉施設連絡会加盟施設や福祉関係者等とともに、子どもたちに思いやりの心の大切さについて考えてもらえるような、プログラム作りを進めます。

8. 共同募金地区募金会の運営

(1) 地区募金会の開催

(2) 共同募金運動の推進

①共同募金運動期間 10月1日～12月31日

②多様な募金運動の実施

- ・各連合町会へ戸別募金およびバッジ募金の協力依頼
- ・街頭募金の実施、キャラクター資材を活用した募金運動の実施
- ・小中学校への学校募金の協力依頼
- ・区社協窓口に募金箱の設置および区内各施設に募金箱設置協力依頼

③募金運動に関する周知啓発

9. 各種団体・事業助成

区内各種団体や事業に対し助成し、より一層地域福祉活動を推進します。

10. ボランティア・市民活動センターの運営

12月に開設した、「住之江区ボランティア・市民活動センター」の運営について、地域住民、ボランティアグループ、企業、大学、専門職等で構成する運営委員会で協議し、多様化するボランティアニーズや活動に対応できる「住之江区ボランティア・市民活動センター」を目指します。

本会では引き続き、以下の取組みを進めます。

(1) 需給調整事業

依頼者のニーズに重点を置き、ボランティア活動を希望する個人およびグループへ活動紹介し、適切な援助・活動が行えるよう調整します。

(2) 教育訓練事業

区民を対象に様々なテーマでボランティアスクールを開催します。また、ボランティアに関心のある人たちの相談を常時受け付け、活動の意義などを伝えていきます。

(3) 活動援助事業

登録ボランティアへの学習会や研修会を開催するとともに、ボランティ

アグループ間の連携・交流の機会をつくります。また、活動に関する部屋や機材の貸出、助成金の案内、ボランティア保険の受付などを通じ、活動が全かつ円滑に行えるよう支援します。

各グループ・団体の活動が継続的に行われるよう申請に基づき、その活動に対して助成します。

- (4) シニア世代の望む活躍と集いの場に関するアンケート調査からのボランティア希望者257人への“はじめまして”

ボランティア希望者を対象とした「ボランティアスクール」等を開校して、地域で活躍したい方々の発掘と活動へのコーディネートに着手します。

- (5) 広報活動事業

「ボランティアだより」の発行、ホームページ上の「おせっかい宣言 Web サイト」や SNS 等の活用により、ボランティア活動の普及啓発に努め、広く区民にボランティア活動への理解と参加を呼びかけます。

- (6) 調査・研究事業

ボランティア活動に関する情報や資料の収集および提供を行い、必要に応じてニーズの調査や活動の研究を行います。

11. 災害時におけるボランティア活動の支援体制や事業継続に向けた取組み

- (1) 行政との連携による災害ボランティアセンターの開設訓練の実施
- (2) 啓発イベントの開催
- (3) 災害ボランティア養成講座の実施
- (4) 災害ボランティアセンターの設置・運営マニュアルの見直し、災害対応備品や器具の整備
- (5) 各校下で実施される防災訓練への参画・啓発の確立
- (6) 大規模災害時の社協業務継続計画（BCP）の継続的な見直し

12. 広報啓発活動

- (1) 広報紙「さざなみ」を定期的に発行し、区社協の事業や取組み、地域の福祉情報を区民に広く周知するとともに、様々な世代が社協事業や地域の福祉活動に関心を持っていただけるよう広報啓発に努めます。
 - ・広報紙の発行：年2回各戸配布と、福祉・教育機関への送付
- (2) ホームページの内容の充実を図るとともに、ブログ・フェイスブック等のSNSを有効に活用し、社協事業や地域の現在の様子を伝えることができるよう日々更新に努めます。

14. ICTの地域福祉活動での活用

各地域に導入したタブレット端末を活用し、引き続きコロナ禍でもオンライン会議・研修等をおこなうことによって、情報共有、事業実施及び啓発活動を推進します。

また、スマホ講座等を通して、シニア世代や地域活動者がICTを活用しな

がら、より充実したふだんのくらしや地域福祉活動をおこなえるようサポートしていきます。

15. 既存イベントについて協議

コロナ禍以前に開催していた「区民活動フェスティバル」や「子育て応援イベント」について、感染拡大の社会状況等に照らして、それぞれの実行委員会と開催の是非について協議します。

16. 車いすの貸出し事業

制度を活用できない、突発的でかつ一時的な車いすの利用のための貸し出しを行います。

その他の区社協による事業部門

受託事業

1. 地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業(見守り相談室)

(市委託事業)

地域で生活する高齢者・障がい者、子育て中の方やご家族などからのさまざまな福祉に関する相談に応じ、地域団体や行政機関・関係機関と連携しながら、要援護者が地域で孤立することなく安心して生活できるよう、適切なサービスや地域の見守り活動等につなげます。

見守り訪問等を受けた登録者からは「安心した」「ありがとう」の声をいただいています。

今年度も当面コロナ禍による地域における居場所の中止や外出自粛が続く中で、「要援護者名簿」に登録することが、暮らしの安心の一助になるように取り組んでまいります。

(1) すみのエール(要援護者名簿)を活用した見守り活動の推進

今年度、1年かけて「要援護者名簿」の愛称を公募し、区民投票を経て愛称(すみのエール)が決定しました。公募には、地域はもとより小学校や商業施設店舗等にも協力いただいたことで、今まで事業を知らない住民層にも周知ができました。次年度は、各地域でのすみのエールを活用した見守り活動の推進支援に並行して“未返信”の方々へのスタッフによる訪問も進めてまいります。

(2) 要援護者名簿に係る同意確認・名簿整備・訪問

地域における平時の見守りと災害時の避難支援への備えを強化するために、行政名簿として整備をすすめるとともに、地域で把握されている情報も合わせて、実用的な名簿の完成、地域での活用をめざします。

(3) 「要援護者名簿」活用の仕方勉強会の開催

区内の名簿活用好事例をまとめ、「あったかネットサポーター養成講座」に合わせ、勉強会を開催し、啓発と活用を進めます。

地域や地元企業、学校へのサポーター養成講座を通じて、支援を必要とする方が地域の中で孤立することがないように地域における見守り体制づくりに取り組んでいきます。

(4) 見守り活動見本市の開催

2018年の大阪北部地震・台風21号、そして2020年から現在も続いているコロナ禍を経験して各地域が要支援者の把握に課題意識や必要性を今まで以上に強く感じています。今後も重要度を増す“見守り活動”では、各地域が地域特性に合わせてきめ細やかな見守り活動を展開しています。

良い取組みは、お互い情報を提供し合い取り入れれば。地域どうしの福祉力を高め合い、暮らしの安心の更なるアップを目指します。

(5) 生きづらさを抱える世帯いわゆる「ごみ屋敷」支援のネットワークづくり

高齢・障がい・児童等の領域をまたがり、精神疾患・認知症・ネグレクト・引きこもり等様々な要因から、いわゆる「ごみ屋敷」状態となり、生きづらさを抱え自らでは、どうしようもなくなってしまう世帯が区内でも数多く存在します。福祉の専門職、区役所、環境局、防火の観点から消防とも連携して支援のための協議の場をつくります。

(6) 孤立世帯等への専門的対応

①孤立リスクが高い高齢者への家庭訪問を支援課のケースワーカーや包括支援センターと連携し、地域の活動や必要な福祉サービスにつなげます。

②地域住民による見守り活動では対応が難しいケースについては、他の専門相談機関とも連携し、地域住民も含めた支援体制を構築し細やかな支援を行います。

③ライフライン事業者や区との見守り協定を締結した事業者等から通報や相談があった場合は、区や他の専門相談機関と連携し安否確認を行います。

(7) 認知症高齢者等の行方不明時の早期発見

①行方不明のおそれのある人の事前登録を受け付けるとともに、より多くの目で早期の発見につながるよう、協力者を開拓します。

②警察との連携を強化し、警察で保護された徘徊高齢者を事前登録につながないでいきます。

③事前登録者へ見守り相談室の連絡先を記載した見守りシールやご家族等の連絡先を記載できるアイロンシールを配付し、事前登録に向けた

周知啓発や早期発見のしくみづくりに努めます。

(8) その他

- ①寄付物品の管理
- ②フードバンクの連携
- ③徘徊認知症高齢者位置情報探索事業

2. 「見守りあったかネット事業」(区委託事業)

見守り活動の推進および虐待防止の要として各地域にコーディネーターを配置します。コーディネーターが見守り活動に携わるボランティアの調整や、地域における見守り活動の啓発、住民からの相談対応および専門機関へのつなぎなどを効果的に行えるよう後方支援します。

また、地域の実情に合わせて、見守り活動をより効果的に行えるよう、要援護者の見守り体制の推進・維持を目的とした研修(あったかネットサポーター養成研修)をコーディネーターと連携し企画開催します。

本研修を企業や学校等に対しても開催していくことで、生活に密着したところでの見守りや各業種の強みを活かした活動につなげ、見守りの担い手を増やしていくことで見守り体制の強化に努めます。

- (1) あったかネットサポーター養成研修の開催
- (2) あったかネットコーディネーターの配置と活動の支援
- (3) 「見守り相談室」と連携し、地域の見守りの仕組みづくり
- (4) 地域で身近に活用できる教材の作成・配布による啓発等
- (5) 地域住民と行政事業所等との関係づくり、ネットワークづくりを支援

3. 新たな地域コミュニティ支援事業(まちづくりセンター事業・区委託事業)

大きな公共を担う活力ある地域社会づくりをめざして、各地域活動協議会(以下、地活協)の自律運営を支援します。

- (1) 地活協の自律運営にかかる積極的支援
 - ①幅広い世代の住民の地域活動への参加・参画を促すため、事業の効果的な実施を支援
 - ②多様な地域活動との連携・協働に向けたネットワークづくりへの助言・指導
 - ③自主財源の獲得に向けた情報提供や申請等手続きの助言・指導
 - ④地活協が行政の委託事業を受託するためや地域課題をビジネス手法で解決するための助言指導
 - ⑤地活協の事務局機能充実にに向けた支援や、開かれた組織運営、会計等の透明性確保に向けた助言・指導
 - ⑥NPO等法人化に向けた情報提供や申請手続きの助言・指導
 - ⑦区内の地活協等の情報交換や連携の促進

(2) 上記達成のための具体的な事業

①「すみのえ情報局」を活用した地域活動の「広報発信」「担い手拡大」

㊦すみのえ情報局『特派員』養成講座の開催

「すみのえ動画講座」を開催して、動画の撮り方や便利なアプリ紹介、実際に撮影に出かけ動画アップまでを練習できる講座を適時開催します。

㊧「すみのえ情報局」コンテンツ共有会の開催

参加者が自ら製作した動画をお披露目できる機会として、楽しみながら、「すみのえ情報局」の普及を推進します。

②地域課題への取り組みを進めます

㊦コロナ禍で開催できていない「子育てサロン」を各地活協とともにオンライン開催

各地活協の子育てサロンがコロナ禍で長期中止を余儀なくされている今、子ども・子育てプラザと共催で「オンライン子育てサロン」を開催。コンテンツを制作して各地活協の子育てサロン利用者へ提供します。

㊧コスモ地区住民への地域活動への関心等アンケート調査

(Googleform) と各地活協との共有

コスモ地区の新しい住民層の「地域活動への関心」度のアンケートをネットでを行い、分析し各地活協と共有して連携について考える機会にします。

③地域活動応援サークルの開催支援

「イベント部会」では、コロナ禍でもつながれる「オンラインラジオ体操」を開催して、「つながりの拡充」をすすめます。

「プロボノ部会」では、webを使ったプロボノ活動発信やボランティア需給調整サイトの運用を開始します。区社協の「区ボランティア・市民活動センター」と連携して、区内の社会人によるプロボノ活動を推進します。

④企業・NPO・学校・地域交流会の開催

つながりによるまちづくりを目的に開催。交流会からは、有償ボランティア活動、NPO と地域による登下校の見守り活動等 58 事例もの領域を超えた実践が行われています。令和 4 年度も 3 回開催を予定してします。(オンライン含む)

⑤企業・NPO・学校・地域交流会から誕生した事業継続への支援

「加賀屋東桜まつり」等のイベントや住之江子育て応援ルーム「ママコム」等の交流会から誕生したつながりによる事業を引き続き支援します。

⑥外出自粛応援&コロナ禍でもできるつながりづくりコンテスト

コロナ禍で外出自粛の長期化や感染予防の徹底等、地域活動にも工夫やアイデアが求められている中、こんな時だからこそ、前向きに楽しみ

ながら、アイデアを共有できるコンテストを開催します。

⑦コミュニティ防災人材の育成

区が進める「コミュニティ防災人材システムの全国展開に向けた実証プロジェクト」及び地域防災力の向上に向けてカリキュラムを作成して実行します。

⑧その他

- ⑦ 自主財源の獲得に向けた情報提供や申請手続きの助言指導
- ① 地域活動協議会が行政の委託事業を受託するためや地域課題をビジネス手法で解決するための助言・指導
- ⑦ 地域活動協議会の事務局機能充実に向けた支援や、開かれた組織運営、会計等の透明性確保に向けた助言指導
- ⑤ まちづくりセンターHP・FB・LINEによる情報発信や行事カレンダーの更新と配布
- ④ 「ふだんのくらししあわせプラン」「地域における見守りネットワーク強化事業」をもとに地活協が行う地域課題解決の取り組みを区役所と連携して支援を行います

4. 大阪市介護予防教室（なにわ元気塾）事業（市委託事業）

生活機能の低下が認められる高齢者で閉じこもりがちな高齢者が、年齢を重ねても自分らしく、できる限り自立した生活を送ることができるよう身近な地域で定期的（月1回）に参加できる介護予防教室（なにわ元気塾）事業を実施します。参加者に対して、介護予防に関する正しい知識の普及とともに、創作活動やレクリエーション等による交流を図ります。

5. 地域包括支援センター事業（市委託事業）

地域で暮らす高齢者の方々が、住み慣れた地域で尊厳ある生活を続けられるよう、高齢者やその家族からの介護・福祉に関する相談に応じます。

当センターは、「真住」「新北島」中学校区を担当しています。また、新北島中学校区については、「新北島地域総合相談窓口（ブランチ）」と連携し、相談対応しています。

（1）総合相談支援及び権利擁護業務

- ・ 3職種（保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員）の特性を活かしたチームによるケース援助を行います。
- ・ 必要に応じて地域ケア会議を開催し、課題の検討・抽出を行います。
- ・ 地域のネットワークを活用した、高齢者の実態把握を行います。
- ・ 区における認知症高齢者支援ネットワークの更なる拡充ため、区医師会や認知症強化型地域包括支援センター等との連携を強化し、区民や認知症の人の支援に携わる専門職への研修の実施などに取り組みます。
- ・ 高齢者虐待防止などネットワーク構築に向けた取り組みを行います。

- ・権利擁護を必要とするケースへ関係機関と連携した支援を行います。
- ・成年後見制度や虐待防止、消費者被害に関する啓発を行います。
- ・地域総合相談窓口（ブランチ）が地域で有効に機能するよう、適切な支援を行います。
- ・令和4年度は「介護サービス事業所マップ」の作成に着手し、相談対応時に高齢者やその家族等が活用できるようにします。

(2) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

- ・居宅介護支援事業者連絡会や地域の主任介護支援専門員の協力のもと介護支援専門員の資質の向上を図ります。
- ・支援困難ケース等、介護支援専門員からの個別相談や必要に応じて同行訪問を行うなど後方支援を行います。
- ・地域包括ケア推進をめざし、介護サービス事業所との連携強化、資質の向上を図ります。

(3) 介護予防ケアマネジメント

- ・要支援者や総合事業の対象者に対して、介護予防に向けた適切なケアマネジメントを行います。

(4) 自立支援型ケアマネジメント検討会議

- ・要支援者の自立支援・重度化防止を目的とする検討会議を開催、介護支援専門員の意識向上、地域に不足する資源等の地域課題の発見・検討につなげます。

(5) 家族介護支援事業

- ・家族の介護負担を軽減していけるよう情報提供や勉強会等支援します。

6. 老人福祉センター事業（市指定管理事業）

センターでは、高齢者が生きがいを持って、楽しく充実した生活を過ごせるように、教養講座・レクリエーション・健康維持増進活動などの事業、サークル活動支援、相談業務、区老人クラブ連合への支援など幅広い事業を展開します。

(1) センター事業

① 各種講習会

- ・「教養講座」「生きがい探求講座」「健康づくり講座」の3つのジャンルを設け、趣味づくりや教養の深化、体力・健康づくり、介護予防・認知症予防等に活かせる講習会を実施します。また、オンライン事業の配信を受けられるよう Zoom 講習会を開催します。

② 開放事業

- ・仲間づくり、居場所づくりの支援として、開放事業 [いきいき百歳体操] [将棋開放] [囲碁開放] を継続して実施します。

③ サークル活動への支援

- ・趣味や生きがいづくり、仲間づくりを目的としたサークル活動にセン

ターの部屋を提供し支援します。

④他事業所との共催・交流事業

- ・ キッズシアターかみふうせん（住之江図書館）
- ・ 人形劇フェスティバル（人形劇団クラルテ・区役所 他）
- ・ 世代間交流事業卓球教室（子ども・子育てプラザ）

⑤イベント

- ・ 誕生日会（2ヶ月ごとの開催/2部制）
1部では該当する月に生まれた方々をお祝いし、2部ではいろいろなレクリエーションを行います。

⑥館外事業

- ・ ノルディックウォーク
- ・ 歩こう会、社会見学
- ・ 南港地区への出張講習会

⑦新しい取組み「Breakthrough（ブレイクスルー）事業」

- ・ イレブンスマイル（ボランティアカフェ）
ボランティアの方々が中心になってカフェ事業を開催し、コロナ禍で引きこもりがちな高齢者に外出機会を設け、居場所づくりや交流などを目的として実施します。
- ・ ボランティア養成講座
スマホ初心者向け講座の講師を担うボランティアを養成します。勉強会などを経て、講習会の実施に取り組みます。
- ・ オンライン事業の充実
Zoom を利用して、自宅のできる体操などのオンライン講座に取り組みます。
- ・ 事業応募方法の充実
各事業への参加申込みについて、従来の窓口・電話に加え、二次元コードから Web を利用して申込みができるように取り組みます。

⑧その他事業

- ・ 相談業務、車いす・雨傘の無料貸出

(2) 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業

介護予防、健康維持増進に重点を置いた活動を進めます。いきいき百歳体操をはじめとし、ノルディックウォークや健康体操、脳トレなどを実施し心身の健康増進を図ります。また、男性の居場所や外出の機会づくりのため、男性の体操教室を行います。

(3) 区老人クラブ連合会との連携と相互協力

- ・ ふれあいグランドゴルフ大会の共催

(4) 施設運営

- ・ コロナ禍での運営にあたり、感染予防対策を実施しています。また、各事業やサークル活動において、一定の制限を設けています。
- ・ PDCA サイクルを念頭に置き、利用者の声やアンケートの結果から得

られる評価をもとに運営の改善に行い、サービスの向上に努めます。

7. 子ども・子育てプラザ事業（市委託事業）

区内各子育て支援センター、つどいの広場と連携し、地域の子育て支援情報発信を中心に地域との交流事業の実施、また安心・安全な居場所作り、利用者のニーズに合った各種講座の開催、また子育ての相談など実施します。

（1）子育て活動支援事業

子どもの健やかな育成を図り、家庭や地域の子育て力を高めるため、在宅での子育て家庭や地域の子育て活動を支援し、乳幼児期の親子や就学期の子どもたちが集い交流する機会を提供します。

①子育て情報の収集、管理、提供

- ・区の子育て支援室が発行の子育て情報紙「わいわい」の企画・編集
- ・区内の子育て情報の収集、情報提供
- ・ホームページの管理、情報の随時更新

②地域での自主的な子育て活動への支援

- ・子育てサロン・サークル活動の活性化に向けた支援、サロン連絡会
子育て支援者向けの講座の実施
- ・地域交流事業の実施、施設連絡会など地域団体との連携
- ・子育てサロンでの出前講座
- ・大型絵本等の貸出

③子育て中の親子の支援

- ・子育て支援講座、親子リトミック遊び、ふれあい遊び、絵本のひろば・
パパ講座、プレママ・プレパパ講座等の開催

④児童の健全育成事業

- ・安心・安全な遊び場の提供
- ・各種講座（プラバン工作・アイロンビーズ工作・スライム作り・牛乳
パック工作・おり紙工作・夏休みリサイクル工作）
- ・行事（ミニまつり・ビンゴゲーム大会・新春ゲーム大会・エアホッケー
大会）の開催

⑤地域関連事業

- ・世代間交流事業 ・地域との交流事業 ・出前講座 ・おもちゃ病院
- ・南港地域への出前子育て講座・森ノ宮医療大学の実習生受入れ・服(福)
回し

（2）ファミリー・サポート・センター事業（支部業務）

子どもの預かり・幼稚園や保育所などへの送迎、臨時的・突発的な保育ニーズに応えるために、子育ての援助を行いたい人（提供会員）と援助を受けたい人（依頼会員）及びその両方（両方会員）を組織化し、会員相互の援助活動を実施するための調整業務等を行います。

①区における会員の募集・登録及び相互援助活動の調整に係る業務

- ②本部及び他支部や区内の関係機関との連絡調整
 - ③区内での広報業務
 - ④サブリーダーの選任、及びサブリーダー連絡調整会議の開催
 - ⑤区内での会員交流会及び会員研修の開催
- (3) 地域子育て支援拠点事業（ひろば型）
- 乳幼児の年齢に合った講座や、親子で楽しい時間の共有ができるようなイベントを開催することにより、乳幼児期の親子が気軽に集い交流できる場を提供し、保護者同士の仲間づくりをすすめます。
- ① 各種イベント開催
 - ・親子クリスマス会等
 - ②子育て及び子育て支援に関する各種講座の開催
 - ・親子ピクス、絵本の読み聞かせ、簡単工作、簡単遊び等
 - ③相談・援助
 - ④すくすく成長測定、助産師による子育て何でも相談
 - ⑤ブックスタート事業の実施
 - ⑥貸し出し絵本コーナーの設置
 - ⑦お楽しみタイム（手遊び、ふれあい遊び、絵本の読み聞かせ、体操等）を基本毎日2回実施

8. 生活困窮者自立相談支援事業（市委託事業）

生活困窮状態からの早期自立を支援することを目的に、包括的な相談窓口（くらしアシスト住之江）として以下の業務を進めます。

- (1) 困窮者の早期発見に繋がるよう、アウトリーチの充実を図り、来所が困難な方に対してはメール等を活用し、相談支援を行います。また、フードドライブ等によるイベント参加を通じ、事業の周知を行います。
- (2) 自立相談支援事業（就労支援）として、失業され家賃が支払えない方や生活に困窮している方などに対し、住居確保給付金制度の利用や、総合就職サポート事業者・ハローワーク等と連携し就労支援を行います。
- (3) ひきこもりなどで生活に困窮し、一般就労に就くことが難しい方には、就労チャレンジ事業（就労準備・就労訓練）の利用につなげます。
- (4) 多額の借金を抱え生活に困窮している方等に対し、家計改善支援事業や、法律の専門家等との連携により生活の立て直しを図る支援を行います。
- (5) 生活困窮者世帯の子どもの健全育成を図るため、中学3年生や高校生（中卒者、中退者）への再就学に向けた相談支援として、学習支援事業（子ども自立アシスト事業者）によるカウンセリングなどの支援につなげます。
- (6) 大阪府下の自立相談支援機関との連携や、各関係機関とのネットワーク構築により、社会資源の開発をすすめます。
- (7) 将来困窮しない為に、若年層より金融リテラシーを身につけることがで

きるような、講座開催を行います。

(8) 啓発事業「お金についての勉強会」の開催

見守り相談室・あんさぼ・子ども子育てプラザと連携して子どもや子育て世代へ「お金の大切さ」「家計改善」等の研修会を小学校等の協力を得ながら開催します。

9. 生活支援体制整備事業（市委託事業）

・シニア世代の望む活躍と集いの場に関するアンケート調査結果の分析と実践への活用

今年度、体制整備事業が拡充されることを契機に12月、4つの地域包括支援セクターや大学等の研究機関、区役所と官・民・学が協働して、実行委員会をたちあげ、表題のアンケートをシニア世代（60歳～79歳）1万人（住民基本台帳から無作為抽出）に実施しましたところ、3,345人もの方々から回答を頂戴しました。特筆すべきは、住之江区ボランティア・市民活動センターへのボランティア登録希望者が257人もいたことです。今後、アンケート結果を区域・生活圏域（包括圏域）・小地域毎にまとめ、分析しています。

令和4年度は、関係者ととともに次のことをすすめます。

(第1層・2層共通)

(1) シニア世代の望む活躍の場づくり（出番づくり）

区ボランティア・市民活動センターへのボランティア登録希望者257人の方々への“はじめまして”から、始めていきます。

(2) シニア世代の望む集いの場づくり（居場所づくり）

包括圏域や小地域毎のニーズをもとに専門職や地域の方々と話し合い、集いの場をつくります。

区全域（第1層）

(1) 「第1層協議体」の開催

今年度たちあげた「シニア世代の望む活躍と集いの場に関するアンケート調査実行委員会」をそのまま、地域における高齢者の方々の「出番」と「居場所」と「暮らしやすさのためのサービス」等の社会資源の発見と見える化、創出について考え協議する「協議体」に位置づけ、アンケート結果をもとに、生活圏域での社会資源発見・整理・住民へに見える化等を進めます。

(2) 介護予防等につながる地域資源の抽出と生活圏域毎のまとめ見える化

- ・第2層コーディネーターが収集した地域資源を区社協各部門やあったかネットコーディネーター、各地域包括支援センターと共有するための定例報告会を実施します。
- ・年度末、一年間かけて蓄積した生活圏域毎の特色や社会資源をそれぞれ一冊の広報冊子等にまとめて地域に還元します。

(4) 地域資源・サービスの開発と維持

- ・各包括圏域での聞き取りや高齢者アンケート等で把握したニーズや課題に沿った地域資源の把握の結果をもとに、地域関係者や各種関係機関と地域資源・サービスを立ちあげます（年間10か所開発）
- ・地域包括支援センターや老人福祉センターと連携し、男性が集いやすい取組みを開催します。そこで参加された方で仲間づくりが行えるよう支援し、サークル活動につなげます。
- ・居場所やサービスの継続支援として、講師や活動場所の紹介、チラシの作成協力等の周知協力を行います。

(5) サービス実施情報の周知等

- ・第2層生活支援コーディネーターが集約した情報を地域ケア会議等の関係者会議にて共有します。
- ・生活支援や介護予防に関する情報を集約した印刷物を発行します。

(6) 第2層生活支援コーディネーターの育成と指導

- ・生活支援コーディネーターとしての業務や、各地域の特色、各種関係機関等への理解を深めてもらうため、第2層コーディネーターに向けた研修を実施します。
- ・第1層、第2層生活支援コーディネーター、地域支援担当、見守り支援ネットワークカーとチームでフィールドワークや地域資源、居場所づくり等を行える体制をつくりまます。

日常生活圏域（第2層）

(1) ニーズと地域資源の把握・ネットワークの構築

- ・生活圏域毎の地域資源となりそうな資源のマッピングを行います。
- ・区社協内で検討会を開き、マッピングの精査を行い、社会資源を確定させて行きます。
- ・聞き取りや地域訪問等で集めた情報を定期的に区社協各部門や地域包括支援センター、あったかネットコーディネーター、各地域包括支援センター等と共有します。
- ・アンケート結果をもとに地域関係者や関係機関の参画による第2層協議体を設置、運営します。
- ・協議体会議を開催し、地域の課題に対応した今後の取組みやサービスの開発について意見交換を行い、具体的な取組みをすすめます。

(2) 地域資源・サービス開発等

- ・高齢者アンケート調査の結果を圏域毎にまとめ、そこから見えたニーズや課題に沿った資源開発を関係機関や地域と協働して進めます。
また、サービス等の継続支援として、講師や活動場所の紹介やチラシの作成協力、facebook等での情報発信といった周知協力を行います。

(3) サービス利用状況の周知

- ・生活支援コーディネーターが集約した情報を地域ケア会議等の関係者

会議で共有します。

- ・生活支援や介護予防に関する情報を掲載した印刷物を発行します。

(4) ニーズと地域資源のマッチング

ニーズ調査や地域訪問、住民からの問合せ等で把握した課題に対して、情報提供やマッチングを行います。

その他事業

1. あんしんさぽーと事業（日常生活自立支援）

この事業は、認知症や知的障がい・精神障がいなどにより判断能力が不十分な方が地域で自立した生活が送れるように援助し、権利擁護に資することを目的とするものです。そのために利用者に次の支援を行います。

(1) 日常的な金銭管理サービス

預貯金の出し入れや家賃、公共料金、介護サービス料金等の支払い。

(2) 書類等の預かりサービス

預貯金通帳・印鑑・公正証書遺言・保険証書・キャッシュカード等を預かり、貸金庫にて保管、管理。

(3) 福祉サービスの利用援助

福祉サービスの利用、解約等や利用料支払い手続きを支援。

また、区民のみなさまに広くこの事業の大切さを知っていただけるよう、見守り活動見本市等の区内イベントや地域行事等において、広報啓発活動を行います。

2. 生活福祉資金貸付事業

在宅福祉と経済的自立および社会参加の促進を図ることを目的として、低所得世帯・障がい者や介護を要する高齢者のいる世帯を対象に、お住まいの地区の民生委員・児童委員とともにご相談に応じ、必要な資金の申請を受付けます。

自主事業

・地域密着型通所介護事業（デイサービス）

「サービスの質は個別性への配慮にある」をモットーに、地域密着型デイサービスの特徴を最大限活かし一人一人の個性に寄り添ったサービス提供に努めます。

ボランティアを積極的に受け入れ、学生・社会人などの福祉体験学習・実習にも対応し、福祉人材の養成と施設の開放、透明性の確保をすすめます。

また、利用者や地域包括支援センター、地域の方等の参加による運営推進会議を開催し、事業内容や支援状況に対する意見を伺い、サービスの向上に努めます。